

平成30年3月26日

各 位

延岡信用金庫

個人向け信託商品の取扱開始について

延岡信用金庫（理事長 松山 昭）は、平成30年3月26日（月）より信金中央金庫の信託契約代理店として、個人向け信託商品の取扱開始を決定いたしましたので、お知らせいたします。

高齢化の進展や相続税の課税強化等を背景として、信託機能を活用した相続関連商品へのニーズが高まりつつある状況を踏まえ、今般、新たに取扱いを開始する個人向け信託商品は、遺言代用信託である「しんきん相続信託『こころのバトン』」および生前贈与型信託である「しんきん暦年信託『こころのリボン』」の2商品となります。

しんきんブランドを冠した信用金庫業界の本商品は、信金中金による元本保証の付与により預金保険の対象にもなるなど、高い安全性を確保する一方で、信託機能を活用することで、お客様の円滑な相続・贈与ニーズにお応えするものです。

記

1. 商品概要

(1) 遺言代用信託

名称：しんきん相続信託

愛称：こころのバトン

契約者が信金中金に金銭を信託のうえ、自身の相続発生を契機として予め指定した親族（推定相続人）に対し、一時金や定時定額方式などの事前にご指定いただいた方法で資金給付を行うことのできる信託商品です。また、ご本人の将来の生活資金としての定期的な受取りも指定できます。

相続手続きにおいては、通常、煩雑な遺産分割協議等が必要となります。指定された親族は当該手続きを経ずに簡便かつ迅速に必要な資金（納税資金、葬儀費用、生活費用等）を確保できるメリットがあります。

(2) 生前贈与型信託

名称：しんきん暦年信託

愛称：こころのリボン

契約者が信金中金に金銭を信託のうえ、指定した親族（3親等以内）に対し信託財産から贈与を行うことで生前に資産承継を進め、資産の有効活用や将来発生する相続税負担を軽減することにも繋がる信託商品です。

お客様においては、贈与時の手続きや記録などのサポートを受けることができるメリットがあります。

※本商品は、信金中金の商品であり、当金庫が信金中金の信託契約代理店として、お客様と信金中金の間で締結される信託契約の媒介を行うことが主な役割となります。

以 上

本件に関するお問い合わせ

業務部

又は

最寄りの店舗まで